裁判員経験者意見交換会議事録(平成30年6月11日開催)

司会者:御挨拶申し上げます。大阪地方裁判所第2刑事部に所属しております, 裁判官の伊藤寿と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

今日の狙いやお願いしたい事柄は、後ほどお話ししようと思っておりますので、まずは自己紹介をお願いいたします。

- **荒井裁判官**:大阪地方裁判所第2刑事部所属の裁判官の荒井智也と申します。本日はお忙しいところ,ありがとうございます。よろしくお願いいたします。
- **大澤検察官**:大阪地方検察庁公判部,裁判を担当する部署に所属しております, 検事の大澤と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。
- **我妻弁護士**:大阪弁護士会に所属しております、弁護士の我妻と申します。弁護士会では、刑事弁護委員会というところに所属しています。今日いただいたお話をしっかり弁護士会に持って帰って、今後に生かしたいと思います。今日はよろしくお願いします。
- **司会者**:本日は、お忙しい中、お時間を作っていただきまして、誠にありがとう ございます。

もうすぐ裁判員制度10周年を迎えようとしておりますが、明らかになって きた問題点の一つとしまして、皆様が裁判員裁判に参加しやすくするために工 夫が必要だというふうに認識しております。

今日,まず一つ目として御意見をいただきたかったのは,参加しやすくする ための日程上の工夫としまして,どのようなものがあるだろうかということで す。

1点目として、候補者の方から裁判員や補充裁判員を抽選で選ぶ選任手続の期日というものがございますが、その選任期日と審理との間に期間的に余裕があった方が良いのかどうか、つまり、選任期日と審理との間の期間が短い方が良いのか、長い方が良いのか、そこのところについての御意見を聞こうと思います。

2点目として、全体の審理期間の設け方について、休みの日などを入れずに一気に終わらせた方が参加しやすいのか、途中に休みの日を設けた方が参加しやすいのかということについての御意見を聞こうと思います。そして、もし、休みの日を設けるとしたら、その在り方として、例えば月曜日が良いとか、金曜日が良いとか、そういった休みの日の取り方についても、御意見があればお聞きしたいと思っております。

3点目として、何月何日から審理が始まりますよという審理日程の通知を、 審理が始まる日の8週間程度前にお送りして裁判所においでいただいていますが、このような審理日程をお伝えするときに、審理が始まる日の8週間程度前のぎりぎりにお送りするのか、それとも審理が始まる日の8週間程度前よりももっと余裕を持って、例えば審理が始まる日の3か月程度前などにお送りする方が良いのか、そういったことについても、仮定の質問になってしまいますけども、御自身の御経験や、御自身の日常と照らし合わせてみて、御意見をお聞きしたいと思っております。

本日おいでいただいた皆様が御経験なさった裁判は、審理・評議に2週間前後というやや長めの期間を要した事件だと思っておりますが、こういう事件は、年間を通して意外と数多いのです。そういった裁判に携わられた皆さんから、裁判員として参加しやすい選任手続や審理・評議の日程について、その御経験を踏まえた御意見をいただき、裁判員裁判のあるべき姿を模索していきたいと思っていますので、どうぞ御意見をいただけたらと思います。

今日,二つ目として御意見をいただきたかったのは,守秘義務についてです。守秘義務の大事さについては,何度も説明を聞かれていると思います。その一方で,自由な意見交換というのも大事だと思います。裁判員裁判の良さや問題点について議論するときに,守秘義務が負担になっていないか,守秘義務が支障になっているんじゃないかという心配もあります。守秘義務についての御感想や御意見があったら,それもお聞きしたいと思っています。

今日は、そういった点で進めさせていただきますので、よろしくお願いいた

します。

では、早速ですが、これから本題に入らせていただきます。まず、裁判員と して参加しやすい選任手続や審理・評議の日程について、意見交換をしていた だこうと思います。

最初に、先ほどテーマを三つ、申し上げましたよね。それについて御意見をいただこうとは思っていますけれども、その前に、皆様がなさった御経験で、参加しやすかったとか、参加しにくかったとか、率直におっしゃっていただけたら非常に参考になります。お一人ずつ、よろしかったら御自分の御経験を踏まえて、お願いしてもよろしいでしょうか。

裁判員経験者 1:普段,裁判についてニュースで見ていても,正直,余り興味がなくて,はっきりと記憶に残るような裁判というのはなかったんですけれども,今回,初めて裁判員裁判に参加させていただいてから,ニュースで見るたびに,裁判官の方々や裁判長がニュースで映るたびに,横で座らせてもらったんやなという思いもあって,一つ一つ,ちょっとこだわってというか,ちょっと耳に残るぐらい裁判の内容を聞くようになりましたので,トータル的に参加させていただいて本当に良かったなと思っています。

司会者:ありがとうございます。では、2番さん、御感想で結構ですので、お願いしてよろしいでしょうか。

裁判員経験者2:最初に封筒をもらったときはびっくりしたんですけど、半年以上、音沙汰がなかったので、もうあと3か月か4か月で私はもう行かなくていいってずっと思っていて、ある日、封筒が突然来て、飛び上がったんですけど。裁判所に通った期間は、大体、2週間はなかったと思うんですけど、朝がもう何せ苦手なもんで、毎朝、裁判所に駆け込んでいました。でも、その時は、子供と娘に迷惑をかけましたけど、自分としては、その後の裁判、いろいろ見て、長引いたり、怖い裁判とか、そういうのを見ていたら、やっぱり軽い、私たちから、普通に見れば、どうでもいいような裁判だったのかなとか思いながらも、でも結局は日本国民全部に関係のある事柄というのが分かってき

て, すごく勉強になりました。

司会者:ありがとうございます。御謙遜なさっておっしゃったと思いますけど も、どうでもいい裁判なんて全然なくて、本当に一つ一つが大事なものでした ので、参加していただいて本当にありがとうございます。

4番さんもお願いしてもよろしいでしょうか。

裁判員経験者4:私は、前年に名簿に挙がったって通知が来た時に、私は仕事しているから絶対無理やって思ったのですが、この時点で辞退しなくてもまだ辞退を申し出る機会があるよということで、この時はそのままにしていました。その後、選任期日の呼出しが来た時には、都合がついたので断る理由がないので裁判所に来させていただきました。この時裁判所に来られたというのは仕事を辞めたからです。久しぶりに、その期間、頭をすごく使い、充実した時間を過ごさせていただいたというのが私の感想です。

司会者:ありがとうございます。5番さんもお願いしてよろしいですか。

裁判員経験者5: ニュースなどで裁判の結果などを聞くことや見ることが多々あって、なぜこんな判決になったのか、などといういろいろな疑問や、なぜこうなるんだみたいな疑問があったのですが、事件の内容とかやっぱりその一件一件違うと思うんですけれども、何となく、それやったらこういうことがあってこうなったんかなというふうに、ニュースを見ながらでも、何となく想像がちょっとできるようになったという点で、変な言い方ですけど、自分自身の引き出しが増えたような気がして、非常にいい経験をさせていただきましたし、おもしろかったと思います。

司会者: そうおっしゃっていただいて本当にうれしいです。どうもありがとうご ざいます。

では、先ほどお願いした項目、まず1点目として、選任期日と審理の間にどれぐらい期間的に余裕を持った方が良いのかどうか、次に2点目として、審理期間の長さとその途中に休みを入れた方が良いのか、最後に3点目として、前もって審理日程をお伝えする時に、その前もっての期間をどれぐらい長くとっ

た方がいいんだろうかという点についてお聞きします。そして、4点目としましては、以上3点以外の事柄にも、こうしたらもっと参加しやすくなるよという御意見がきっとあると思うので、それについても、その他の工夫やその他の配慮すべき事柄として、最後にお聞きしたいなと思っていますので、よろしくお願いします。

席の上に、別紙1、別紙2がございますよね。別紙2の方を御覧になっていただけますか。選任期日と審理の間にどれぐらい期間の余裕を持ったら良いのかというところから議論をしていきます。

議論するときに、共有する事例があった方が良いと思ったので、別紙2を作りました。パターンA、パターンB、パターンCと3つありますが、パターンAは、選任期日が1週目の月曜日に行われて、火水木金土日と日をあけて、審理、第1回公判期日と呼ばれている審理がちょうど1週間後の月曜からスタートするようなイメージです。つまり、選任期日から審理まで約1週間の余裕があります。パターンBは、選任期日が1週目の金曜日で、土日と挟んで、月曜日から審理を行います。パターンCは、一番あけているんですけども、1週目の月曜日に選任期日があって、3週目の、金曜日から審理ということで、これが一番、期間があいています。場合によっては、選任の日から即、審理をすることもあるかもしれません。そういったこのパターン以外のものもあると思うんですが、分かりやすくするためにどれぐらいの余裕があったら参加しやすいかなということを、御自身がどうだったのかでも結構ですし、これを御覧になって、いや、これ、あき過ぎだよとか、これはちょっと近過ぎるなとか、そういった点がありましたら、御意見をお願いしたいなと思っています。

ある程度,長い日程の審理ですと,前もって,全ての日程を押さえるということは無理なので,いざ裁判員に選ばれてから,本格的に日程調整をすることもあるので,選任期日から審理が始まる日までの期間をあけておいた方がいいんだという御意見もお聞きしますし,ただ,実際にその間をあけて日程調整に期待したらやっぱり調整が失敗しました,参加できませんということもあるわ

けです。この選任期日と審理が始まるまでの期間についての御意見を聞かせて いただければと思います。いかがでしょうか。

裁判員経験者4:先ほども言いましたように、私は仕事をしていたら、どんなパターンにされても多分、無理でした。だから、参加できないって思ったんです。仕事を辞めたことで、一応、先に入っていた予定を調整することができたので、私は裁判所に来させていただいたんですけれども、そういう今みたいな私の立場だと別に準備するものも何もないので、選任された日の後に審理が早く始まる方が全体の期間が短くなって良いという気持ちはします。

ただ、やっぱり仕事を持っている者にとっては難しいだろうなと思いました。

司会者:ありがとうございます。お仕事がちょうどなくなった時期だったので、ここで言えばパターンBのような選任期日と審理がくっついていればくっついているほど、全体の期間が短くなるので、4番さんとしてはそちらの方が望ましいなということでございますね。ただ、仕事を持っている方はそうもいかないんだろうなということもおっしゃっていただいたということですね。

選任期日と審理までの期間の問題について、他の方も是非お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

裁判員経験者2: 仕事はしていないんですけど、突然に孫の世話をしなくてはいけないし、大した病気ではないけども決まった日に歯医者に行ったり、内科に行ったりというのがあるんです。孫をお稽古に送っていかないといけないなど、その日はもう絶対に外せないとか。娘は働いていますので、全部、私にかかってきて、夕御飯の支度とか材料の買い出しとかというのがあるので、パターンAであれば何とか都合はつけられますけど、パターンBというのはもうほとんど無理なんです。仕事も何もしていなくても、ただ何もない日はぼーっと過ごしていますけど。パターンCというのも、長過ぎるような。ある程度の予定のない者にとっても、私の場合も、パターンAというのが一番理想的かな。

司会者: ありがとうございます。挙げられた御事情からパターンAが好ましいと

いうことがよく分かりました。その一方で、パターンCだとやっぱり長過ぎて しまって、逆に予定をつけづらいですかね。

裁判員経験者2:そうですね、パターンAであれば、この選任期日に来て、その 週に全部凝縮して、もろもろの用を片づけるということはできますけど、パタ ーンCになればもう嫌になってきますね。

司会者: パターンBや,選任された日の午後からすぐに審理というのは,とても じゃないけど,もう対応できませんということですか。

裁判員経験者2:そうですね。ひとり暮らししているときは、そういうのもすぐ に動けますから行けますけど、世話をしないといけない人がいるということ は、買い物とかの予定とかがあるので、パターンBはちょっと無理だと思います。

司会者:ありがとうございます。先ほども申し上げたように、本当にその人、その人のお立場でおっしゃってくださって結構です。その上で、どうしたら良いのかをまた考えたり、御意見をいただきたいと思っていますので、ありがとうございます。他の方もお願いしてよろしいですか。

裁判員経験者5:前の仕事の話で恐縮なんですけれども、今日はある場所に行って、次に、来週の予定どうなっているかという決め方をすることが多かったんです。ですから、選任期日から、そこからのスケジュールを調整するために1週間ぐらい、やっぱり期間が欲しいというのが僕の考え方です。

だから、パターンCで言うと、月曜日が選任期日になっていますけれども、この場合だと金曜日ぐらいに選任期日を持ってきていただいて、次の平日の月火水木金があいて、3週目のどこかで審理が始まるぐらいの、中1週間から10日という期間であれば、個人的には都合が良かったかなと思います。

司会者: パターンAとパターンCの中間ぐらいのイメージでよろしいでしょうか。

裁判員経験者5:そうですね、はい。

司会者:前提として確認したいんですが、やはり最初から2週間なり、それぐら

いの審理日程ですと,最初からもう全ての日をあけておいてというのは現実的 じゃないんですか。

裁判員経験者5:そうですね、こちら側の予定で全て決められるんならいいんですけれども、仕事の相手方の方の予定などの調整をしなければいけないのもありますし、それが先週は良かったのに、なぜ今週はこんなふうになっているのみたいな話になってくると、裁判員裁判という、そういうお話させていただいても、やっぱりちょっとお互い、何かもやっとしたものが若干残る部分というのがやっぱりあります。その辺は、ちょっと長めに見ていただいている方が根回ししやすいといいますか、そんな感じで、いろいろ回しやすいなというのはちょっと感じます。

司会者:ありがとうございます。1番の方、お願いしてよろしいでしょうか。

裁判員経験者1:私,消防吏員をしていまして,同じ公務員という括りで,所属長の方に,裁判員裁判に当たっていますので参加させていただいていいですかってお伺いした時に,同じ公務員ですし是非とも参加して来いというふうに言われましたので,参加する分については,仕事も職務免除で参加させていただいていましたので,休みの関係は全然問題なかったです。

ただ、パターンBみたいな選任期日から審理までの日にちが2日間とか、それより短くなってしまうと、所属で、最低この日は何人が必要やというのがありまして、出動隊員が少なかったら車を運用できないというか、出動できないということがありますので、その人員の確保ができるだけの期間があれば、パターンAであっても、パターンCであっても、パターンCより長い期間あいていたとしてもできるんです。けど、パターンBみたいになると、急に僕がいなくなると、人員が確保できていない日が急に出てくると思うんで、それだけはちょっと難しいかなという感じはあります。

司会者:ありがとうございます。一通り、皆様の御意見を、なるほどと思いながらお聞きしておりました。

パターンBが望ましいとおっしゃる方, 4番さん御自身も, お仕事を持って

いたらそうはいかないよねって御意見をおっしゃったとおりで、何かお仕事との関係だとやはりパターンAかパターンCか、またはお仕事に限らず、同居なさっているお孫さんの世話とか介護とか、あと御自身の通院とかそういった用向きがあった場合にはパターンAなりパターンCなり、またはパターンAとパターンCの中間がいいといった御意見が多いのかなと思います。もちろん、これ、2週間から3週間程度の日程の審理・評議ということを前提にしていますので、それを前提にお聞きしているつもりだったんですけども、そういった御意見だったいうことでよろしいですよね。

荒井裁判官は,何かございますか。

荒井裁判官:そうですね、大阪に赴任してからは、私が担当したケースがまだ余りないんですけれども、割と皆さんがちょっと御敬遠をされているパターンBを過去やっているケースが多かったものですから、そうすると、皆さん、結構、御無理をされて日程の調整をしていただいて、裁判員をしていただいたのかなと思うとですね、今日もちょっといろいろ、皆さんの御負担についてお聞きかせいただいて、非常に勉強になったなと思っています。

司会者: それは審理・評議の日程が全体で三日ないし四日の場合ですか。

荒井裁判官:確かにほとんどのものがそうですね。余り長い日程の事件は、田舎の方の地域だったので、大きい事件がなかったので、そうでした。

司会者:審理・評議が2週間から3週間ぐらいの日程である場合という前提でお聞きしていますが、もし審理・評議が四日間ぐらいで終わるのであれば、選任期日と審理の始まる日をくっつけてもよろしいですか。

裁判員経験者2:週の後半から翌週の前半で終わるとか,その週のうちに終わるとかであれば、それは行けると思います。その方がいいと思います。

司会者: その場合は、おいでになる前にある程度、目途をつけて調整をしてもらった上で、選任期日においでいただくことになっちゃいますね。

裁判員経験者4: すみません、仕事をしている者にとってはやっぱり、予定を調整するのがすごくしんどいんです。審理・評議の期間が2週間ぐらいのものだ

ったら短く、全体の日程がぐっと詰まる方がいいと思って発言したんですけど、やっぱり、仕事をしていて予定を立てようと思うと、審理・評議の期間が短くても、選任手続は多分予定を調整して行っているから午後から審理があっても多分大丈夫だと思うんですが、審理がその次の日からもずっと続くとなると、やっぱり、職場に戻ることもなかなかできないし、交代とか、何か手当てが必要になります。だから、やっぱり本当に仕事をしている人にとってはすごくしんどいよなというのをすごく思います。

司会者:ありがとうございます。他の方も何か御意見はございますか。私が今お尋ねしたのは、審理・評議が1週間以内で終わっちゃうような場合でも、選任期日から審理が始まる日までに少し期間をあけた方が良いのか、それとも選任期日と審理が始まる日をくっつけて全体の期間を短くした方が良いのかというところです。皆様が御経験された審理・評議の日程が二、三週間ぐらいだったケースとはちょっと違うんですが、御意見があればお願いします。

裁判員経験者2:一緒に裁判員をしていた方で、若い、まだ何も役職のない人は割と気楽に来ていたみたいです。でも、ある程度の年齢の方で、役職がつくと、やっぱりしんどい面があったみたいで。自営業の人も扱う仕事によっては大変な時期がありますよね、すごい忙しい時期に当たったみたいだったんです。学校を卒業して二、三年目の人と、ある程度経って40歳前後の方の役職がついた人とでは、予定の立て方が違うと思うんです。だから、そういうのもちょっと考慮してあげてほしいと思います。

司会者:ありがとうございます。今日は、審理・評議の日程が2週間から3週間程度の事件を御経験された方に、そのような事件であったことを前提にお聞きしていたのですが、荒井裁判官が御指摘のとおり、審理・評議の期間が短めの事件の方も数が多かったりもするので、このような期間が短めの事件の場合についても、皆様の御意見を聞きたいという気持ちで聞いてしまいました。若干、その横道に入り過ぎてはいるんで、また元の前提に戻させていただきます。

検察官から,何かございますか。

大澤検察官:全く、私の個人的な経験なんですけども、私どもも、検事が捜査というのをやっていまして、例えば関係者からお話を伺うときに、事前に日程を決めるということをやったりしているんですけども、例えばですね、最近、いわゆる契約社員という形で働いておられる方や、あるいは三交替制、四交替制でシフトで働いている方ですと、例えば月末になれば次の月の仕事のシフトが決まるので、この日とこの日が行けるというのは日程が立てやすいという、こういうことをおっしゃる方って結構いるなって思っています。これを踏まえてなんですけども、例えばパターンA、パターンCのような何日かあけるというような設定の、例えば月末に選任期日を行い、実際に審理が始まるのが月の初めというふうなプランの立て方だとどうなのかなと思いましたので、ちょっとお伺いしたいなと思います。

司会者: 非常に、興味深い提案ですね。つまり月末に選任期日を設定し、選ばれた方は翌月のお仕事の調整をするので、審理は翌月から始めるという形で、その間にあけるのはどの程度でも、パターンAでもパターンCでも、余り構わない、パターンBも含めても構わないと、そういった月をまたぐやり方はどうですかということですね。

大澤検察官: 例えば、先ほどの自営業の方はなかなか日程を調整するのが大変だという御意見だったんですが、確かに大体、自営業の方って、支払の期日だとか、そういうお忙しいのは月末なんですよね。なので、そこだけ外してもらえれば、翌月は比較的、日程を調整しやすいという方も、もしかしたらおられるのかなと思い、発言してみました。

司会者: ありがとうございます。皆さんの御経験の範囲で結構なんですが、月を またいでの在り方とかはいかがでしょうか。

裁判員経験者1:私の仕事柄なんですけども、半年に1回、異動があったりもします。異動することが3月末か9月末に発表されて、10月1日、もしくは4月1日に、それ以降の半年分の予定が出るんですけども、例えば3月末に選任

期日があって、4月初めぐらいに審理が始まるってなると、異動してしまって いる可能性もあるので、その先のまた所属長に話をするという形になってしま うと、ちょっと都合がつかなくなる可能性が高くなるのかなと思いました。

司会者: むしろ, 月をまたがれると支障の方が大きいという例の御意見ですね, ありがとうございます。他の方はいかがでしょうか。

選任期日と審理の間に月をまたぐという在り方とか,または,月末がちょっと忙しいから,選任期日も審理も配慮してほしいとか,そういった月単位での着目点ですが,いかがでしょうか。

裁判員経験者5:個人的な話で恐縮なんですけれども、僕は予定をあけるよりも、この選任期日で選ばれなかったときに、あいてしまった予定を埋める方が面倒くさいなと最初に思いました。ですから、どちらかというと、選ばれなかったときにどうするかということを考えると、やはり、どういう間隔でスケジュールを立てて仕事をされているかということにもよると思うのですけれども、そういう月単位で予定を立てている方もいらっしゃいますでしょうし、僕の場合のように週単位で予定を立てている方もいると思います。そういう点では、月をまたぐということよりも、選任期日から実際の審理に入るまでの間に、やっぱりスケジュールを調整する期間があれば良いというふうに、個人的には思います。

司会者: ありがとうございます。月をまたぐというよりも、むしろその間の準備 に期間が必要だという意見で、先ほどの御意見と同じ御意見ですよね。ありが とうございます。他の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者4:今,仕事って,いろんなスタイルがあるじゃないですか。みんなにとって良いということはやっぱり言えないと思うんです。女性ですとパートなどの仕事の方が多いと思うんですけども,そういう方は,月単位で予定が入ってくるので,そういう人に入ってもらいやすくするには,それから,先ほど話に出た非正規雇用の方が予定を立てるには,その仕事の予定を入れられる月の前の月などに選任期日を行うというのは,より多くの方が裁判員裁判に参

加できる方法の一つになるのかなと思いました。

司会者: ありがとうございます。我妻弁護士もお願いしてよろしいでしょうか。

我妻弁護士:別の観点から質問させていただきたいんですけれども、例えばパターンBのようなとき、選任期日と審理が始まる日までの期間が詰まっている場合には、弊害というか、良くない点があると、先ほどお話をお聞きして感じました。他方、パターンCのように、選任期日と審理が始まる日までの期間が比較的たくさんあいている、むしろあき過ぎる場合には、良くない点や弊害のようなものがあるのか、もしあるのであれば、思いつくところがあれば教えていただきたいと思います。

司会者:先ほどの御意見ですと、パターンAかパターンCかなら、こだわりはないよという御意見もあったんですが、その一方で、パターンCだとあき過ぎるなという御意見もありましたよね。パターンCの場合に、何かこれは困るなという点があれば、そこは意識して、確かにお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

裁判員経験者2:私の場合は、選任期日から審理開始の日まで期間があいていても、何も困ることはないんです。ただ、うちの孫が小学生、中学生、高校生といるんですけど、私が経験した裁判についてはすごく興味を持って、休みであればついていきたいとか、裁判所に行ってみたいとか、そういう興味を持ってくれたので、そういう点ではすごくいい経験をさせてもらったと思うんです。また、私の周りでは、団塊の世代の人たちの意見を聞くと、すごく行きたがっている人、裁判員をやりたがっている人が多いんです。ところが、40代前後ぐらいの年齢の人はやりたくないっていう人が多いんです。だから、裁判所も年齢が分かっているんであれば、裁判員をできる人を選べばいいという意見もいっぱい聞きました。

司会者:ありがとうございます。他の方はいかがでしょうか。パターンCについて、何かお気づきの点があればお願いしてよろしいですか。

裁判員経験者5:パターンCについてですが、選任期日と審理までの間がちょっ

とあき過ぎていて、変な話ですけれども、選任期日で選ばれた後のモチベーション的なもので、選ばれたから頑張らなきゃみたいな、そういうのが、選任期日の日からもしばらくあると思うんですけれども、パターンCですと選任期日から審理が始まる日まで2週間近くもあくわけじゃないですか。そうすると、モチベーション的なものが上がっているところが、ちょっと落ち気味になった時期に審理に入ることになるというところもあるのかなと、想像ですけれども、ちょっと思いました。

司会者: ありがとうございます。それも大事な点ですよね, ありがとうございます。

他の方はよろしいですか。

では、次の項目に移らせていただいてよろしいでしょうかね。

次にお願いしたいのは、審理期間の長さやその審理期間中に審理や評議の休みの日を設けた方が良いのかについてです。別紙1を御覧になってください。例えばパターン①はもう審理と評議がほぼ土日以外には休みなく、まとめて凝縮して入れています。パターン②の方は、月曜日と金曜日にはもう入れませんということで、火水木、火水木で回しています。パターン③は、月水金のような、火曜、木曜に休みを置いて、1日置きで審理や評議をするというものです。パターン④は、火曜日にやって木金というふうに、やや変則的ですけども、いろんなパターンがあると思います。なかなかこれも先ほどのように、その方、その方のライフスタイルやお仕事ぶりによって何か、みんなが共通してというのはないと思っておりますけれども、別紙1のパターン①からパターン④も参考にしながら、どうしたら参加しやすくなるのかという観点で御意見をいただけたらと思っています。

どうでしょう、一長一短ですよね。短ければおそらく、参加しやすくなる方もいらっしゃるでしょうし、ただそうするとパターン①のようになってしまって本当に良いのかという点もお聞きしたかったんです。どうでしょうか。お願いいたします。

裁判員経験者1:先ほども言わせてもらったんですけども、仕事上、職務免除で参加させていただきましたので、どこに休みがいるとかいうのはないんですけど、できる限り、早めに仕事に戻りたいというのは、やっぱり仕事感といいますか、体力的にももちろん、裁判所に来ている期間は動けないですし、仕事柄、動いて何ぼというところもありますので、できる限り早く終わりたいというのが一番ありますので、このパターンの中でいうとやっぱりパターン①が一番うれしいかなというのがあります。他の三つになってしまうと、もう3週間に渡って仕事に行けないことになってきますので。

このパターン②、③、④の場合だと、仕事の都合上、パターン②の話になると、日曜日、月曜日休みで、火水木、こちらに来させてもらって、金土日月という感じで休みになると思うんですけど、その間で仕事に多分、土曜日に仕事に行って、月曜日にも多分、仕事に行くことになると思うんですけど、そうなると、こっちに来たり仕事場に行ったり、こっちに来たり仕事場に行ったりというのが結構増えてくるので、そうならないためにも早めに2週間で終わってもらった方が、僕はいいかなと思います。

司会者: ありがとうございます。貴重な御意見、どうもありがとうございます。 他の方もいかがでしょうか、いろんなお立場があると思います。どうぞお願い したいと思います。

裁判員経験者4:実際,私が経験したのは多分,延べ3週間になって,今の私の立場やったら,審理が始まったのは木曜で,最初の週の木曜,金曜は,初めてですごく緊張していて,土日は休めて,次の週が月火木金というパターンで,水曜に中休みがあって何かちょっと本当にリフレッシュして,その次の週が月火水木というパターンで,週のうち4日は裁判所に来て,週のうち1日は土日以外の休みがあったんですけども,すごくそれでちょっと本当に自分としては楽だったなと思うんですが,じゃあ仕事をしていたらって,自分が仕事をしてるので考えたら,やっぱり詰まっている方が。

司会者:そうですか。

- **裁判員経験者4**:はい、仕事をしているとやっぱり休めない、それだけあけられないということを考えると。それとやっぱり中身とか話しすることとか、何か 集約して、頭の中でつながっていきやすいのかなとも思いました。
- **司会者**:ありがとうございます。どうもパターン①はかなり魅力的なところもあるという御意見も伺っていますが、その一方で、4番さんが前半でおっしゃったように、ある程度、休みがあったら緊張がほどけましたよということもおっしゃっていただきました。

他の方もお願いしてよろしいですか、どうでしょうか。お願いいたします。

- **裁判員経験者2**:余り、こう間を置いて全体の期間が長引くよりはギュッと凝縮 されている方がいいかなと思うんです。
- **司会者**: 今のお話ですと、何か途中休んだ方が、いいのかなと思うけど、逆に休まない方が良くって、一気に駆け抜けた方が良いという感じなんですか。
- **裁判員経験者2**: 仕事を辞めて、もう長いので、朝から夕方までという時間がすごい苦痛なんですよ。だから、そういう苦痛は、間に1日休むことによって、すぐに戻るんですね、私だけかも分からないんですけど。だから、そのダラダラ、ぼーっとしている時間を過ごしている者としては、ギュッと毎日やって、早く終わるというのがすごくうれしいです。
- **司会者**:ありがとうございます。お聞きしていると、このパターン①の人気にちょっと驚いているんですけども、いや、そうではないという方もいらしたら、 是非お願いしたいし、パターン①も含めて、どんな御意見でも結構ですので、 お願いしてよろしいですか。お願いいたします。
- **裁判員経験者5**: パターン①みたいにギュッと詰めていくというのは非常に、勢いでもう全部行けてしまうという点ではすごくいいと思うんですけれども、さっきもちょっと言ったみたいに、週単位で大体スケジュールを決めて、仕事をしていた場合、ちょっと日曜日に仕事に行って、あれどうなっている、こうなっているというのを聞いた後に、その後、パターン②のように、火水木でちょっと仕事を他の人に任せて、金曜日に仕事についてあれどうなったみたいなこ

とが聞けるという,このパターン②も,割と,個人的には仕事を進めやすいかなというのはちょっと思いました。

ただ、パターン①のときの方がスケジュール的に割と良い場合や、パターン②のようなときの方がスケジュール的に良く、ちゃんと回りそうな場合と、両方あるので、このパターン①か②のどちらかで、個人的にはいいように思います。

司会者:ありがとうございます。パターン①と②の中間として、パターン②は審理や評議が入っていない日が週に二日あるのですが、それを1日だけにして、そうすると2週間と1日、それでも2週間ぐらい、2週間と1日で終わるんですが、今のお話ですと何かパターン①とパターン②の折衷的に、週のうち1日だけ入れないというのは、それはそれで魅力的な感じなんでしょうか、いかがでしょう。

裁判員経験者5:そうですね。

司会者:パターン②の変形で週のうち1日だけ審理の日を入れないというのはいかがでしょうか。

裁判員経験者5:そうですね、それでも特に問題はないと思うんですけれども、 個人的には心配性なんで、月曜日に段取りとか指示した後に、金曜日1日、そ れの失敗があった場合、フォローに回る的なことを考えていたので。

司会者:そこまでお考えいただいてということですね,ありがとうございます。 一通り御意見をいただきました。

荒井裁判官, いかがですか。

荒井裁判官: すみません,パターン③や④には余りお話がなかったんですけれども,こういうふうに飛び石で日程が入るということについて,イメージでよろしいんですけれども,御感想を教えていただければなと思います。

司会者:いかがでしょうか,こういう連日じゃなくて飛び石のようなパターン③ とかパターン④とかいかがでしょう。御自分の経験とは違うんで,仮定の想像 での部分になるかもしれませんが,どうでしょうか。 **裁判員経験者5**: なぜ僕がパターン①とパターン②の方がちょっといいなと思ったかというと、このパターン③とかパターン④の場合は、スイッチのオンオフを何回も切り替えるというのが割としんどいときがあるので、それだともう、やるときはやる、やらないときはやらないで、間をきっちりきっちり、こう切って、こう切ってという方が、体力的にも精神的にも楽なんじゃないかなというふうに思った次第です。

司会者:ありがとうございます。他の方はいかがですか。お願いいたします。

裁判員経験者4:私は実際経験した中1日の週1日の休みで,それで本当にちょっと余裕ができたという,さっき言ったと思うんですけども,やっぱり意識の中で,今やっている問題が何かというのがあるのですが,間が余りあくと,裁判所に来た,入った瞬間に,自分の中でもう1回作り直さないとだめというか。そういう方が,かえって間があくことがしんどいんかなとは思います。同じような意見ですけれども。

司会者:5番さんが気持ちのオンオフとおっしゃり、4番さんが頭を集中して作らなくちゃいけないといった、お二人とも似通っている問題意識ですよね、ありがとうございます。

他の方は、お願いしてよろしいですか。

裁判員経験者1:私も、4番さんと5番さんとほとんど似たような意見になるんですけれども、パターン③とかになると月曜日、こちらに来させてもらって、火曜日、仕事へ行って、水曜日、こっちへ来て、木曜日、仕事行って、金曜日、こっち来てってなると、どうしてもどっちつかずになってしまって、内容も正直、その月曜日に思った気持ちと水曜日にまた来た気持ちがちょっと一緒になっているのかどうかというのが正直分かりにくくて。

私の場合ですと、パターン①に近い日程だったんで、次の日来たとしても、 昨日の内容をほとんど覚えているので入りやすかったんですけど、仮に1日あ いて、1日あいてってなってしまうと、ちょっとちゃんと覚えられているかな というのはあります。 **司会者**: ありがとうございます。他の方はよろしいですか。ありがとうございます。

検察官、いかがでしょうか。審理期間や、その審理の週の入れ方ですが、ど うぞお願いします。

大澤検察官:これまで私が経験してきた、それで皆様も経験された審理日程というのは、いわゆる論告、弁論がおそらく半日で、それ以外の証人尋問であるとか証拠の取調べであるとか被告人質問という被告人から直接お話を聞くとかいう日程が丸一日でやっていたという在り方が通常多いのですが、例えば、パターン①のように連日開廷、毎日開廷しますという、これをベースに、証人尋問とか証拠調べをやるにしても、例えば半日だけ、午前中だけであるとか、あるいは午後だけでやるとかって、こういう日にちを間に挟みつつ、パターン①のように連日開廷、集中して審理をするというプランを立てたという場合はいかがなものかなと思いまして、ちょっとお伺いしたいと思います。

司会者: 証人尋問にせよ, 評議にせよ, 半日だけの日を, イメージとしては, 週のうち1日だけ設けるということですか。

大澤検察官: そうですね、事案によりけりというところはあろうかと思うんですが。

司会者:いかがでしょうか。ちょうど1時間経ったんで、お疲れかなと思ったけど、休み時間をとってその間、考えてもらってもよろしいですか。

大澤検察官:結構です。

司会者:ちょうど1時間経ったんで,ここで休憩をして,そのときにまた,休み時間後にもう1回,私の方で御説明します。

どうぞ、お休みに入ってください。

(休憩)

司会者:検察官の方から、半日だけ審理や評議を行うという日を、週1日程度設

ける形で、パターン①のような進行はどうですかという御質問でした、いかがですか。お願いいたします。

裁判員経験者4:私,実際に半日だけの日が1日だけあって,みんなうきうき帰りました。何かやっぱり,さっきも休みが1日あるのと同じように,やっぱりそこでちょっと余裕が持てると思います。

司会者:ありがとうございます。実は、検察官の御質問に鑑みてといいますか、最初に、この日とこの日とこの日お願いしますという呼出しの通知をする時には、半日とか1日とか全く書いていないままお願いしていますよね。だから、選任されて初めて、ああ、この日は半日だけなんだということが分かるようになっているので、参加しやすくするという意味では、そういった半日単位でというのも、ちゃんと伝えた方が良いのかどうかもお聞きしたかったと思うのですが、どうでしょう。最初の呼出しをお願いして、この日とこの日とこの日、来てくださいねということを通知する時に、添え書きになるんですけども、この日は半日で終わりますよとか、そういった情報もあった方がやっぱり良いですか。

裁判員経験者1:やっぱりその予定を組み立てるにあたって,より明確な時間帯,終わる時間帯が分かることというのがすごい大事やと思うんで,僕もちょっと子供が,小さい子がいてるんで,送り迎えだったりとか,それが可能なのかどうかというのも,是非とも分かった方がいいかなと思います。予定を組み立てるに当たっては,時間が分かっていたらすごくありがたいですね。

司会者: ありがとうございます。他の方もやはり同じ御意見ですか。分かるならば、例えばこの日は午前半日だけですとか、午後半日だけですという情報があったら、それは有用という理解でよろしいですか。

検察官、どうもありがとうございました。貴重なきっかけになりました。参 考にさせていただきます。

我妻弁護士, いかがでしょうか。

我妻弁護士:私は特に質問はございません。

司会者:ありがとうございます。では、この参加しやすい選任手続や審理・評議の日程の小問といいますか、三つ目の問題、前もって日程を早めに御連絡するやり方についてお聞きします。今、現状、前もっての期間は8週間程度でお願いすることが多いのですが、もっと3か月ぐらい先の方が良いのかとか、これも仮定の質問にどうしてもなっちゃうんですが、やっぱり前もって早く御連絡した方が、後から予定が入る際に、先にもう裁判員の予定が入っているから他の予定入れませんよとか、そういった形で参加しやすくなるのかどうかについて御感想をお願いします。また、今のお願いの仕方、つまり8週間程度先というのが、いや、それちょっと短過ぎるよ、長過ぎるよとか、そういった御感想をお持ちだと思うんですが、その点を含めてお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

裁判員経験者1:その8週間というのは、裁判員決まりましたよってなってから、8週間後に裁判始まるんでしょうか。

司会者:候補者として、この日に裁判始めますから来てくださいという、その通知を入れるのが、急に明日から始めますだと絶対対応できませんよね。だから、8週間程度先の日に選任期日がありますよとお伝えしてお願いしているはずなんです。それが3か月や4か月先の方が良いのかどうかという点についても問題意識を持っているんです。8週間というと約2か月ですよね。2か月では短い、やっぱり3か月、4か月先じゃないと、もう予定いっぱいなんだよという、そういった御感想やお気持ちがあったらお聞きしたいなと思ったのです。お願いいたします。

裁判員経験者1:何回も僕,言っているんですけど,3月末とか9月末になると 異動の兼ね合いがあるので,その2か月後に裁判ありますので出席させてもら いますって,現状の所属長に言って,2か月後に異動したら,またその所属長 に報告しないといけなくて,予定が変わって,いや,参加したらだめだと,も し,その違う所属長に言われてしまうと,多分参加できなくなると思うので, できる限り,あなたで決まりましたという形になれば,早めに参加したいのは 参加したいですね。

司会者: むしろ間を置かずに早めに来てくださいと言われた方がいいですという ことですよね。ありがとうございます。

他の方はいかがですか。特に、今回の皆さんにお願いしたような間隔で、間 のあき方で、特に問題なかったですか。

裁判員経験者2:間,何日か忘れましたけど。

司会者:大体,今申し上げたように,前もって2か月弱ぐらいの余裕を持ってお願いしていると思います。時として,候補者の方が足りないので補充でお願いしますということで,選任期日はもう2週間後ですがと,直前にお願いすることもあることがないわけではないんですけど。

裁判員経験者2:いや、もう私ぐらいの歳になってくると、いつ倒れるか分からないとか。

司会者:大丈夫だと思いますけれど。

裁判員経験者2: いや、結構ね、去年から3人ぐらい、私の周りで倒れている人がいるので、そのときに受けても、もうそうなるとお断りすることになるのもあると思いますけど、それはそれでもう仕方がないことなので、今までどおりのやり方でいいと思いますけど。

司会者:ありがとうございます。他の方もいかがでしょう。お願いいたします。

裁判員経験者4:今の私の状況だと、前もって2か月で多分御連絡をいただいて、入っていた予定はキャンセルすることができました。全体の日程のうちーつにちょっと別の予定が重なっていたのですが、その予定はキャンセルできましたので、これぐらいの期間をいただいていたことで、すごく私は助かりました。

司会者:ありがとうございます。これまで選任期日と審理の間とか、審理期間全体を短くするのかというのは、比較的、議論してきた事柄ですけれども、お願いしますという通知が届いてから、実際にどれぐらい先に裁判の日が入るのかというのは、余り意識されていなかったので、それも今日お聞きしたかった問

題なんです。現状のままでも問題ありません、またはむしろもっと短い方がいいですという御意見の方があったので、それも参考にさせていただこうと思います。

では、4点目として、その他、参加しやすくするための工夫や配慮としての問題点について御意見をお願いします。特にテーマとして、項目として上げなかったんですが、こういった点に工夫や配慮をしてくれたらいいのにとか、またはこういった点に工夫や配慮をしてくれたから参加しやすかったですよとかでもいいのですが、何かございましたらお願いしてよろしいですか。どうぞお願いします。

大澤検察官:検察官という立場を離れた個人的な意見になるんですけども,最近,私どもの職場でも多いのですけど,いわゆる共稼ぎ,共働き,お子さんをいろんな保育園とかに預けながら働いている方って結構多くなっているんだと思うんですよね。僕が考えたのは,いわゆる審理のスタートの時間と終わりの時間ですね。

通常、私どもが、これまで経験しているものですと、朝、大体10時から始まって、夕方5時ぐらいに終わると。で、そのために裁判員の方々、おそらく午前9時や9時半ぐらいに裁判所の方にお集まりになって、午後5時半ぐらいには解散という形になるのが多分、通常だと思うんです。しかし、その時間帯の枠だと、例えばお子さんを保育園に連れていけないとか、そういったことでちょっとなかなか参加できないという方ももしかしたらおられるんじゃないか。そこで例えば、スタートの時間を午前11時からにするとかですね、あるいは終わりの時間を午後5時ではなくて、例えば午後4時、あるいは午後3時半にするとか。そういう工夫もあってもいいのではないかなと、ちょっと個人的に思ったので発言させていただきました。

司会者:ありがとうございます。先ほど申したこととも関係するのですが、そのことを前もって、この日とこの日とこの日に来てくださいという中に、なお、開始時刻は午前11時からですとか、午後4時には終了する予定ですとか、ち

ゃんとそれを分かりやすいように伝えてくれればという、そのことも含めてで すよね、いかがでしょうか。

強くうなずかれているんで、もしよろしかったら、お言葉にしていただけた らと思います。

裁判員経験者1:先ほどもお伝えさせてもらったんですけど、やっぱりその送り 迎えとかの問題って、もう家庭でいろいろあると思うんです。それだけじゃな くて、裁判の後、自営の方ですと、仕事が少しでも片づけられたりとか、僕自 身、自営じゃないのでちょっと分かりにくい部分はあるんですけども、そういった部分でも。家庭でもそうですし、仕事の面でもやっぱり終わる時間と最初 の時間はお伝えしてもらった方がいいのではないかなと思います。

司会者:中身の方の時間設定について、今、検察官から例えば午前11時、例えば午後4時のような開始や終了時刻の例が挙がりましたけども、その点、何か御意見ありますか。

裁判員経験者1:皆さん,来られている場所が違うと思うので,その時間設定は何時やったら迎えに行くのが間に合うとかというのは分からないとは思うんで,一概には言えないですけど,僕,個人的には午後3時とか3時半ぐらいに終わってもらえてたら間に合っていたかなという日はありました。

司会者:ありがとうございます。他の方も是非お願いいたします。

裁判員経験者2:季節にもよると思うんですよ。遅く始まる,真夏に午前11時っていったらすごい暑いですよね。午後3時半,午後4時に帰るって言ったら,またすごく暑いですよね。私は,もう夏は外に出たくないんですよ。6月,7月,8月,9月の4か月間はもう閉じこもっているみたいな感じなんで,その季節的なこともあるので,今度,夏に当たったら絶対に断ろうと思っているんですけど。去年,夏だったので,もうすごい大変だったんです。だから,その季節的なこともあることを考えてほしいと思います。

司会者:今のお話ですと、夏に望ましい時間みたいなのってございますか。

裁判員経験者2:私は、朝から夕方が望ましいです。

司会者:むしろ早めに始まったりということですか。

裁判員経験者2:私は、紫外線がだめなので、早めに始まって、遅く終わる方が 望ましいです。

司会者:ありがとうございます。開始時刻や終了時刻についての工夫・配慮ということでお聞きしたいと思いますけども、いかがでしょう。

裁判員経験者4:私もずっと保育所を送り迎えしながらずっと仕事をしてきた者なのですが、午前9時、午後5時というのは、すごく仕事していたころに比べて余裕のある時間だというのが、自分の感覚でした。だから、保育所とかだったら、本当に午前7時からとか入れていたのを考えると、別に保育所、本当に入れている時間帯としては、本当にドンピシャの時間帯だとは思います。だから時間的にはそんなに、今の時間帯でいいと思います。かえって遅くなっていったり、日にちが延びたりする方が大変ではないかなとは思っています。

司会者:私,余り経験が乏しいので教えていただきたいんですけど,むしろ何か遅く始まって、早く終わるとお子様を預ける関係でむしろ困ったことも生じるんですか。

裁判員経験者 4:保育所の終わりの時間とかがありまして、遅かったら、私なんか、子供が保育所の前に出されていたこととかもあったりもしました。だから、やっぱり余り遅くなっても保育所の時間ってあるので、だからこの時間帯、裁判所と住居のあるところとの時間というのもあるとは思うんですけども、保育所の時間帯としてはドンピシャの時間帯だったと思います。

司会者:遅く預けて、早く退所、退園するというのは構わないんですかね。

裁判員経験者4:大丈夫と思うんですけど、今、何か保育制度も変わってきているので、だからちょっと分かりません。

司会者:ありがとうございます。開始時刻,終了時刻の工夫,配慮について,5 番さんはいかがですか。

裁判員経験者5:これ,ただの個人的な希望とか願望なんですけれども,会社とかそういう仕事をしている時の始業時間よりも遅く始まって,今,定時よりも

早く帰ることなんかほとんどないので、定時もしくは定時よりも早く終わっていただけると、個人的には体力的にも楽かなと思います。

司会者: 仕事の調整というよりも、むしろ体力的なということでよろしいですか。

裁判員経験者5:そうですね、体力的にというか、変な話ですけれども、仕事を 1日休んでしまうんですけれども、ちょっと定時よりも早く帰るお得感があっ て。そういう個人的な願望ということでお願いします。

司会者:どうもありがとうございます。検察官、よろしいですかね。

他にはよろしいですか。我妻弁護士、いかがでしょうか。

特に、この最後のその他の工夫・配慮については、もうよろしいでしょうか。では、この裁判員として参加しやすい選任手続や審議・評議の予定について、本当に貴重な御意見をありがとうございました。参考にさせていただきます。

では、次の項目の守秘義務についての感想や意見、おっしゃっていただけた らと思います。どうでしょう、お一人お一人、順不同でも結構ですので、どう ぞおっしゃっていただけたらと思います。お願いいたします。

裁判員経験者 1:日頃から守秘義務については、私も向き合っているところではありますので、最近でしたらSNSの関係とかもありますし、非常に重要なことだと思っているので、余り、日頃から向き合っているのでそこまで違和感がないというか、そこまで余り考えずに、ああ、守秘義務、大事だなとか、何を言ったらだめなのか、何が言っていい範囲なのかというのは、そこまで考えることなく取り組めたかなという感じはあります。

司会者: ありがとうございます。最近は多くの仕事,職場でそういった守秘義務やセキュリティーの問題や意識が出てきていますので,そういった意味では違和感がなかったという御意見ですよね,ありがとうございます。他の方も是非,お願いしたいんですが,どうでしょうか。

裁判員経験者4:失礼します。私もずっと仕事をしてきている中で、守秘義務と

いうのはすごく大事なものだったので、何の違和感もなかったんですけども、私が感じたのは、それ以外、言ってはいけない部分以外のことで、その裁判員裁判に関わったというところは、反対に言えるところは、伝えていく必要があるのではないかなと思ったのです。友達とか、やっぱり、もう嫌やから断る、頭から断るという感じがあって、何かその自分の伝えられるところは周りに、守秘義務以外のところは伝えていくことがすごく大事ではないかなって感じるのはあります。

司会者: ありがとうございます。実は、4番さんがおっしゃっていただいている 点は、本当にすごい御指摘だと思います。実はそれを今度、二段階目としてお 聞きしようと思ったんです。守秘義務に違和感なく受けとめてくれたのはあり がたいなと思っているんですが、その一方で、御経験した感想や思ったところ、こうしたら良いのにとか、そういったところの意見交換を是非してほしかったんで、そのことと守秘義務との調和といいますか、どうなさっているのかもお聞きしたかったんです。

4番さんは比較的そういった御経験の御感想などは、お友達や御家庭でお話 になったりなさったのですか。

裁判員経験者4:前の職場の人とかに。そこからまた裁判員裁判にも伝えてもらえるようなところだったので、そういう話もしました。家族とかにもやっぱりその伝えられるところは伝えていくということはしています。だから、広がるって、その経験とかが広がるというのはやっぱり前の職場のところで、そこからまた、その点が線になって広がっていったらいいなと思って、そういう話はしました。

司会者: その際に、何か守秘義務を意識して、何かうまく伝えられなかったりとか、困ったなという御経験はございましたか。

裁判員経験者4: とにかく,私の頭の中では,その守秘義務として,やっぱり評議の中のこととかは絶対だめだけれども,裁判の中では,裁判は公開されているものなので,そのことは大丈夫やという意識があったので,特に。

司会者: おっしゃるとおりです,すばらしいです。ありがとうございます。ただ,他の方も是非お聞きしたいんですが,その守秘義務の問題がある一方で,裁判員の御経験や御感想を是非話題にしてほしいという気持ちがあります。私たち,やっぱり民主主義国家で生きているわけですから,そういった議論することは,非常に大事だし,それをしなければいけないと思っていますので,どうでしょう。お願いしてよろしいですか。

裁判員経験者2:裁判長が最後にお友達に話してもいいですよ,もう判決出ましたからっておっしゃってくれたので,裁判に興味を持っていた友達には,中身のことはともかく,こんな感じでと。最後に写真撮らせていただいたので,その写真を見せたり,法廷の写真を見たりして。そしたら敬遠していた人も結構いたんですけど,そんな凶悪な犯罪じゃない裁判だったら行ってもいいけど,それは選べないしというのもあって。つい先週も,友達に裁判どうだったかと聞かれて,もうほとんど忘れていたけど,改めてこれのこともあったんで思い出しましたけど。知り合いの中に何人かは選任されるところまでは行っている人がいるんですね。

司会者:おそらく選定されて、候補者として呼ばれた方ということですか。

裁判員経験者2:候補者として呼ばれて、行った人はいるんですけど、裁判員に 選ばれた人は私だけだったので、その人にもいろんな話をしたんですけど。私 自体が、もう裁判の中身のことがほとんどごっそり抜け落ちて、ただ日本人じ ゃなくて、空港で捕まってという話はしたんですけどもね。だから、よっぽど のインパクトのある犯罪じゃない限りは、特別かも分からないですけど、忘れ られると思います。

司会者:今のお話ですと、守秘義務のことはそういった感想をお伝えするときに 問題にならなかったようですね。

裁判員経験者2:はい、結構。

司会者: ありがとうございます。他の方はいかがでしょう,何かございますか。 守秘義務のことに加えて,御経験や御感想を話題にするときにそういったこと は余り、守秘義務のことは支障になったりはしなかったようなら幸いです。

特に、1番さんも何か御経験、御感想をお話し合ったりしたりしたことは、 5番さんも含めて何かございますか。先に1番の方、もしよろしければお願い します。

裁判員経験者1:自分の周りというか、職場の方にもいろいろ聞かれましたし、自分の家族にも話せる範囲では話させてもらったんですけども。すごいリアルな話になるんですけど、実際、一番何が驚いたかというと、謝礼金が終わった後に。

司会者:日当ですね。

裁判員経験者1:お金をいただいたんですけども、それが思った以上に高くて、それって幾らもらえるかというのは正直分かっていなかったので、そういったものも公にしていくのは難しいかもしれないですけど、皆さん、そういうのを知った上で参加するのと、知らないのと参加するとでは、やっぱり参加される方の気持ちも変わってくるんじゃないかなとは思います。自営の方だと、実際、その期間、お金を稼げない方もおられると思いますし、また仕事をされていない方も余計に、そこでお金をいただけることによって、より前向きに参加していただける方も増えるんじゃないかなとは思います。

司会者:ありがとうございます。言い訳じみて恥ずかしいんですけども、日当のことについても説明、広報していたつもりだったんですけども、今の御指摘を受けて、やっぱり足りなかったのかな、ちゃんと伝わっていなかったんじゃないかという、そこは御指摘として承りました。そうすることによって参加の意欲が変わるんでしたら、ゆゆしき問題ですので、今の御指摘承りたいと思います。ありがとうございます。

5番さん、いかがでしょうか。御経験や感想の何か話題にしたりしたことについて、よろしくお聞かせください。

裁判員経験者5:今回,裁判員裁判で,すごくいい経験させてもらったと思っていたので,知り合いとかに,裁判員はいい経験になるので予定が合うようであ

れば是非行くべきやというふうに言っていたんです。やっぱり興味を持っていただける方であれば、その持っていただける度合いが大きい方ほど、どんなんやった、どんなんやったということを聞かれるので、4番さんがおっしゃっていたみたいに、どこまでしゃべっていいのかという、そういうものをちょっと目安になるものがあればいいと思います。

裁判官の方から、大体、評議の途中や最後の方で、守秘義務について、どういうことは話していいよということは、大体、口頭ではお伺いしていたんですけども、その時に私が裁判の資料のところにメモをとっていたので、全部回収されてしまって、メモが全く残らなかったんです。守秘義務の範囲についてちょっとあやふやな部分があるので、そこらへんをもうちょっと手元に残るような形で何かあればなと思いました。

司会者:持ち帰るようなものであったり、または守秘義務についてメモするにしても回収されないような工夫をしたりとか、そこは御経験や御感想を、地域や職場や家庭やそういったところでお話しくださいというのであれば若干配慮をしてほしいなということで、それは非常に、それも御意見として非常にすばらしい、承っておかなくちゃいけないと思いました。説明は私もしているつもりなんですけども、今おっしゃったように、回収されるものに書かれたのではやっぱり意味がないですよね。そこは終わった後にもしているつもりだけれども、もう少し考えなくちゃいけないと思ってお聞きしました。ありがとうございます。

その守秘義務の関係であるとか、そういった御経験の共有、感想を他の方に 知ってもらうための手助けとしまして、地域や職場や、または集まっている町 内会のような団体とか、そういったところに御要望があれば、出張説明会とい って、私たち裁判所の裁判官がお邪魔して、可能であれば、御経験なさった皆 さんとともに、こういった制度ですということを説明する機会を設けさせてい ただくこともございます。そういった点、もし御要望がありましたら、地裁総 務課の方にお声がけしていただければ対応しようと思いますので、もしその気 がありましたらおっしゃってください。職場や地域やそういったコミュニティにお邪魔して、裁判官や皆さん、皆さんもできれば御一緒にと思いますけども 恥ずかしければ別に構いませんので、裁判官がお邪魔して説明する機会を設けることもございます。是非御利用していただければと思います。

荒井裁判官,特にその他の方でございますか。

荒井裁判官:特にありません。

司会者:検察官,いかがですか。その点に関して,守秘義務に関して,よろしいでしょうか。

大澤検察官:皆様の貴重な体験を周りの方にどんどん伝えていただいて、それで 裁判員裁判に興味を持つ方が一人でも増えていただければいいだろうというふ うに思っております。

司会者:ありがとうございます。我妻弁護士,守秘義務関係で何かございますか。

我妻弁護士:同じですので特にございません。

司会者:最後に今日、参加なさった御感想をお一人ずつおっしゃっていただいて、今後のこういった意見交換会の運営の参考にいたしたいと思います。5番さんからお聞きしてよろしいでしょうか。またこういった意見交換会を開く上での参考にしたいと思いますので、もし今日の御感想ありましたらお願いしてよろしいですか。

裁判員経験者5:参加した裁判の方が、変な言い方が続きますけど、ちょっとその深刻というほどの裁判じゃなかったような感想が最終的にあったので、もし他の裁判に参加された裁判員の方たちの感想で、何かちょっと僕と違う感想を持っている方がいるならそれも聞きたいと思って、今日ここに来させていただきました。

意見交換会ということですけど、これも非常に有意義な御意見を聞けたと思うので、非常にこれもまたいい経験をさせていただいたと思います。どうもありがとうございました。

司会者:ありがとうございます。4番さん、今日の御感想お伺いしてよろしいでしょうか。

裁判員経験者4:裁判員裁判に多くの方が参加できるようにって、本当にその紙が送られてきたのがそれだけで、何か、今の自分の状況は本当に、最初も言ったように参加しやすい状況だったので参加させていただいたんですけども、それ以外のいろんな状況の方のことを考えて、これだけ多くの方が裁判所で、裁判官も、検察官も、弁護士の方も、何かこうやって考えておられるという姿を本当に知らない、知らなかったのを知れたのはすごく良かったと思います。やっぱりそんなふうに考えてくださっている裁判員裁判であるからこそ、やっぱりまた帰っても、それだけ考えているから、みんなももっと考えて、通知が来たら参加しないといけないんだよということを、より強く伝えていかないといけない機会をもらったなと思っております。

司会者:ありがとうございます。2番さん、今日の御感想をいただいてよろしいでしょうか。

裁判員経験者2:実は意見交換会のお手紙を1回目もらった時は、どうしても予定が変えられなかったので来なかったんです。今回、2回目だったんですけど、やっぱりこういう機会を設けていただいた方が、私の周りは皆、私も行ってみたいという人が結構多いので、その点は裁判員経験者というのはそういう、何も怖いことないよって、私は怖くなかったので、それは裁判にもよると思いますけど、そういうのをアピールした方がいいと思います。

司会者: 御意見どうもありがとうございます。ありがとうございました。 1番さん、お願いいたします。

裁判員経験者 1: 実は、裁判員裁判の意見交換会に参加していただけますかという手紙が来た時に、毎回、僕、参加します、参加しますって送っていたんですけど、3回か4回ぐらい振られていて、で、4回目か5回目ぐらいに、今回、来ていただけますかということでお話をいただいたんです。司会進行を初め、すごく話しやすい雰囲気作りをしていただいたおかげで、いろんな方の貴重な

経験やそのときの思いとか聞かせていただいたので、やっぱり来て良かったな という思いもありますし、また裁判員裁判に当たった際には、また参加させて いただけたらなと思います。

司会者: どうもありがとうございます。皆さん,本当に貴重なお時間いただきまして,御意見いただきまして,本当にありがとうございます。今後ともまた,良いところも悪いところも含めて,是非また御意見,御感想をね,地域や御職場,御家庭,お友達とで話題にしていただけたらと思いますので,ありがとうございます。今日は本当にありがとうございました。

では、以上をもって、終了させていただきます。どうもありがとうございます。

以上

(別紙1) 審理5日間,評議4日間の場合の審理日程

パターン①

	日	月	火	水	木	金	土
1週目		審理①	審理②	審理③	審理④	審理⑤	
2週目		評議①	評議②	評議③	評議④判決		
3週目							

パターン②

	日	月	火	水	木	金	土
1週目			審理①	審理②	審理③		
2週目			審理④	審理⑤	評議①		
3週目			評議②	評議③	評議④判決		

パターン③

	日	月	火	水	木	金	土
1週目		審理①		審理②		審理③	
2週目		審理④		審理⑤		評議①	
3週目		評議②		評議③		評議④判決	

パターン④

	日	月	火	水	木	金	土
1週目			審理①		審理②	審理③	
2週目			審理④		審理⑤	評議①	
3週目			評議②		評議③	評議④判決	

(別紙2) 選任期日と1日目の審理までの期間

パターンA

	日	月	火	水	木	金	土
1週目		選任期日					
2週目		審理①					
3週目							

パターンB

	日	月	火	水	木	金	土
1週目						選任期日	
2週目		審理①					
3週目							

パターンC

	日	月	火	水	木	金	土
1週目		選任期日					
2週目							
3週目						審理①	